

りそな企業年金研究所

企業年金ノート

目次

【本 題】	確定給付企業年金制度の平成 23 年度財政決算結果について	P1
【コ ラ ム】	債権管理に関する延滞処理	P7

確定給付企業年金制度の平成23年度財政決算結果について

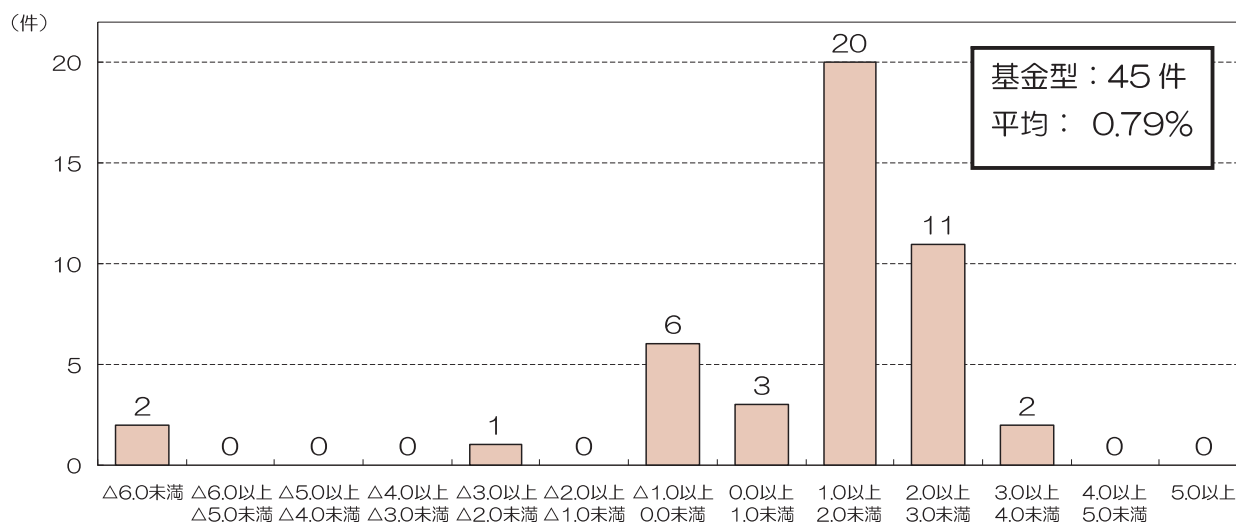
1. はじめに

今月号では、弊社に総幹事業務を委託いただいている確定給付企業年金制度（以下、「DB 制度」と言います。）の財政決算結果を集計し、資産運用利回りおよび積立比率等の分布状況ならびに過去の推移について解説いたします。なお、基金型 DB 制度については平成 24 年 3 月末決算（全 45 件）を、規約型 DB 制度については平成 23 年 9 月末決算、平成 23 年 12 月末決算、平成 24 年 3 月末決算および平成 24 年 6 月末決算（全 916 件）を対象に集計しております。

2. 資産運用利回りについて

資産運用利回り（運用報酬控除後の時価ベース利回り）の分布状況は、＜図 1－①＞および＜図 1－②＞の通りです。資産運用利回りの平均は基金型 DB 制度で 0.79%、規約型 DB 制度で△ 2.48%（DB 制度へ移行後初回の決算先を除くと△ 2.42%）となりました。平成 24 年 3 月末決算ではプラスの利回りを確保していますが、それ以外の決算期ではマイナスの利回りとなっており、昨年度と同様厳しい運用環境が続いています。財政上は、資産運用利回りから業務委託費分を控除した利回りが予定利率に達すれば利差損は発生しませんが、多くの制度においてこれを満たすことができず、利差損が発生しています。予定利率の分布状況は＜図 2－①＞および＜図 2－②＞の通りです。基金型 DB 制度は、規約型 DB 制度よりも比較的高めの予定利率が設定されているため、規約型 DB 制度と同等の資産運用利回りを確保した場合でも利差損が発生しやすい構造となっています。

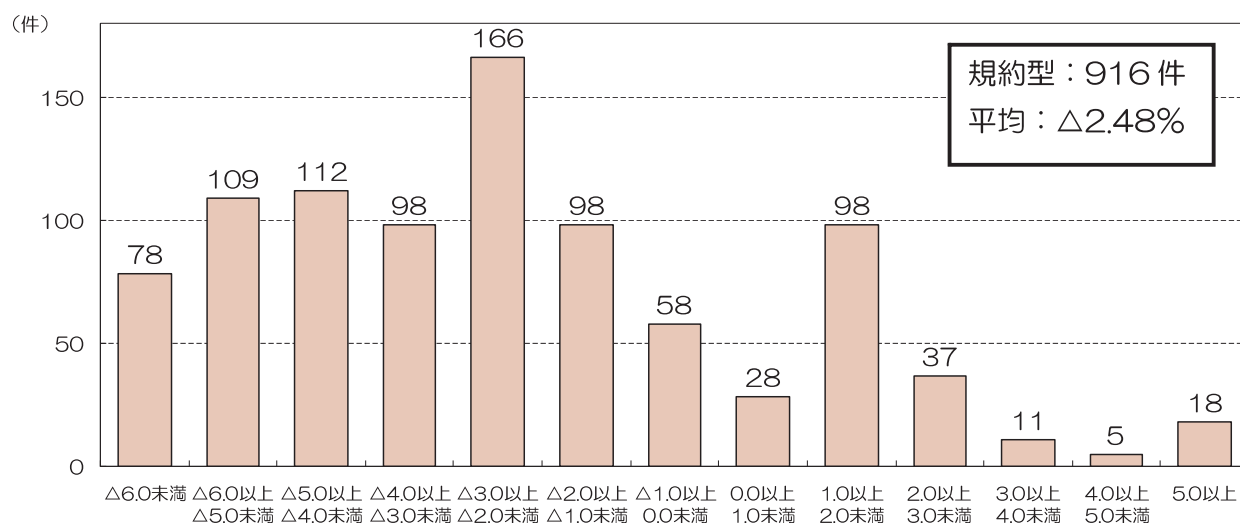
＜図 1－①＞基金型 DB 制度における資産運用利回りの分布状況（平成 24 年 3 月末決算）



確定給付企業年金制度の平成23年度財政決算結果について

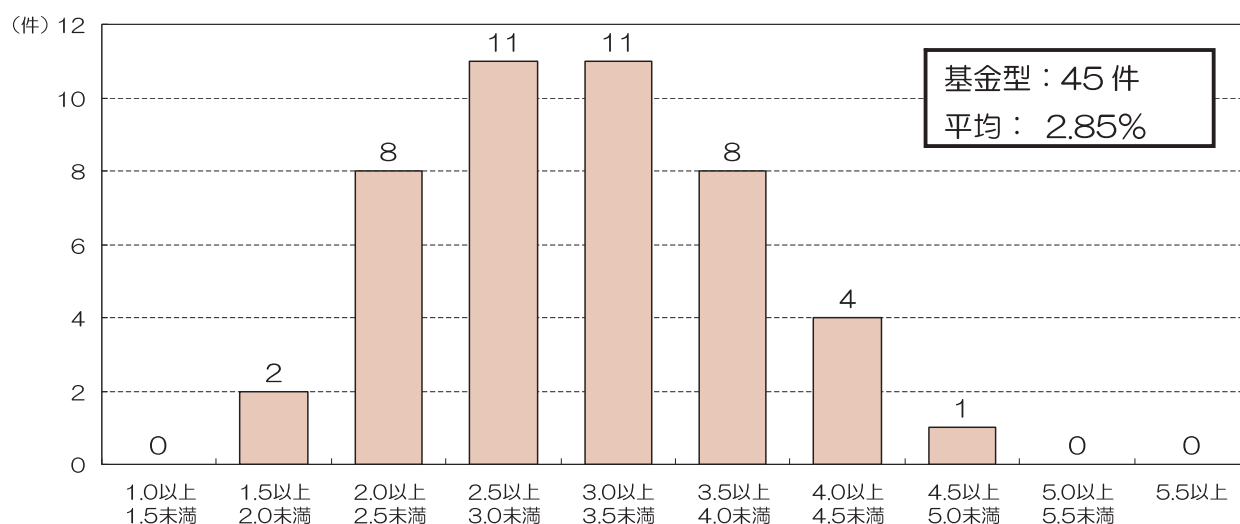
<図1-②>規約型DB制度における資産運用利回りの分布状況

(平成23年9月末決算、平成23年12月末決算、平成24年3月末決算、平成24年6月末決算)



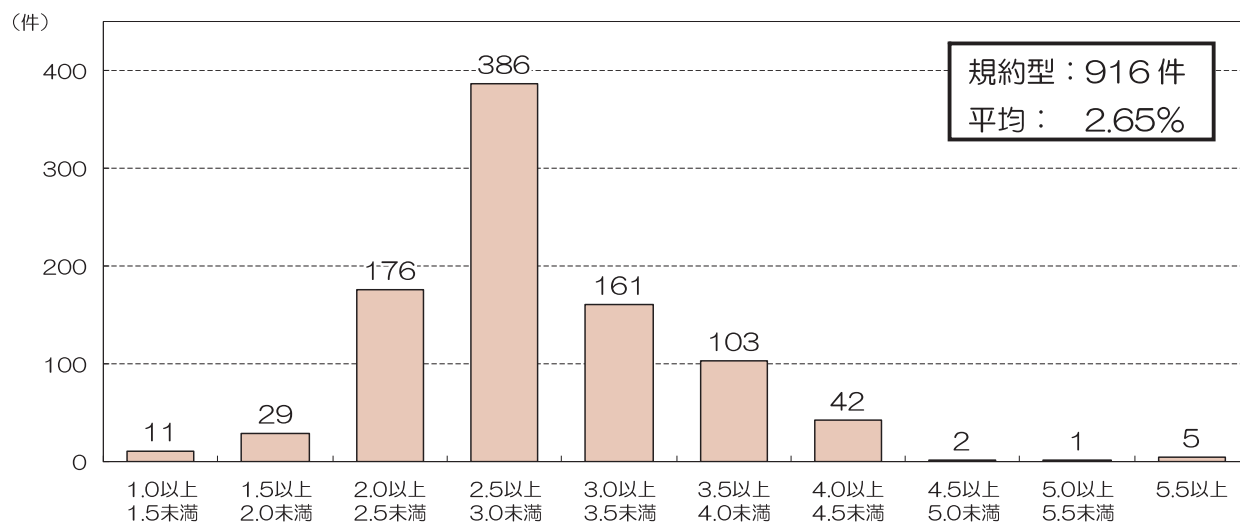
(注) 初回決算の場合には、決算期間は必ずしも1年間とは限りません。初回決算先を除いた規約型DB制度の資産運用利回りの平均はΔ2.42%です。

<図2-①>基金型DB制度における予定利率の分布状況 (平成24年3月末決算)



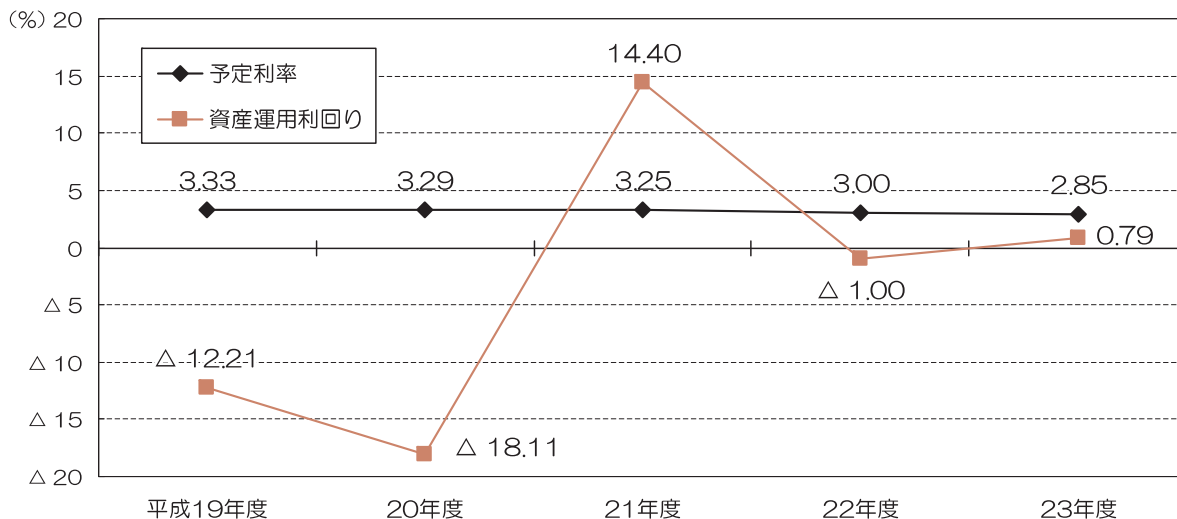
<図2-②>規約型DB制度における予定利率の分布状況

(平成23年9月末決算、平成23年12月末決算、平成24年3月末決算、平成24年6月末決算)



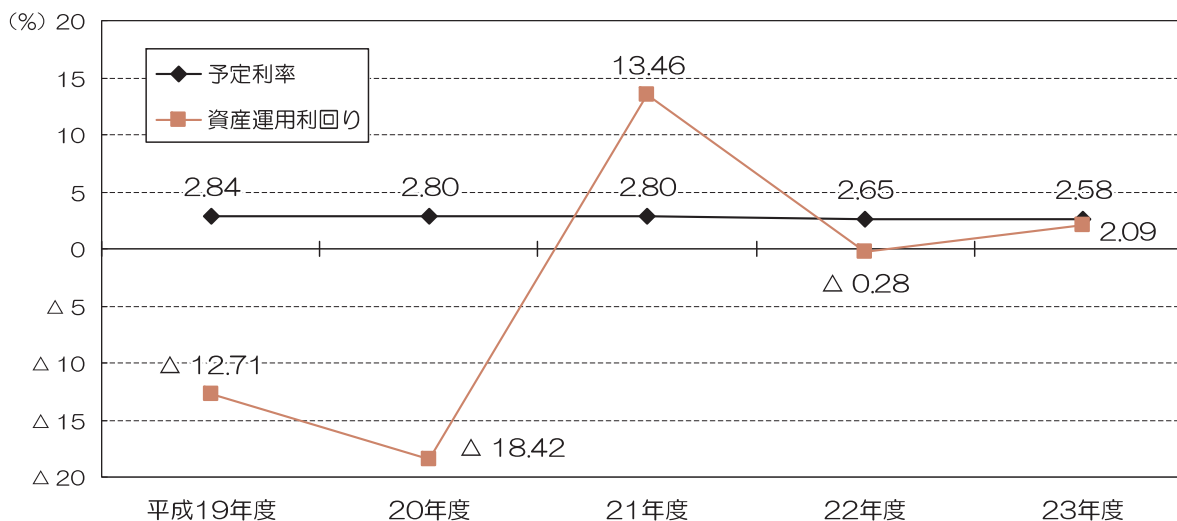
3月末決算先のみを対象とした、直近5年間における資産運用利回りおよび継続基準の予定利率の平均値の推移は、＜図3－①＞および＜図3－②＞の通りです。平成20年度のリーマンショック後の決算期以降の資産運用利回りはやや持ち直しているとはいえ、依然として低利回りの運用環境が続いています。こうした状況への対応として、財政運営の安定志向が高まっており、低い予定利率での制度発足やより低い予定利率への制度変更等が続いているため、予定利率の平均は低下傾向にあります。

＜図3－①＞基金型DB制度における資産運用利回りと予定利率の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計しております。

＜図3－②＞規約型DB制度における資産運用利回りと予定利率の推移



(注) 3月末決算先のみを対象に集計しております。

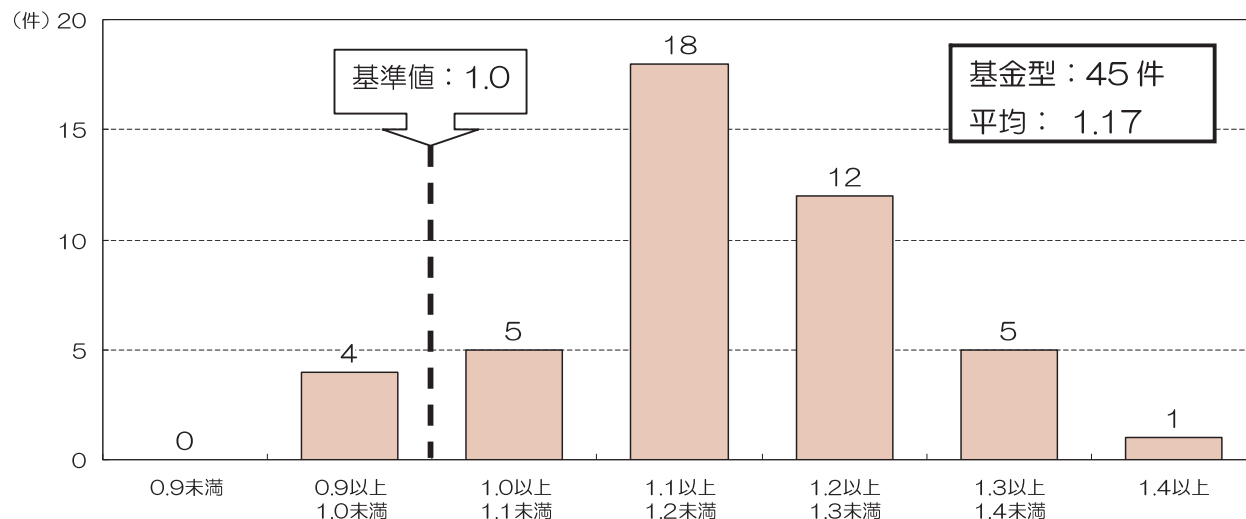
3. 継続基準の積立比率について

＜図4－①＞および＜図4－②＞は、継続基準の積立比率（＝（数理上資産額＋許容繰越不足金）÷責任準備金）の分布状況です。積立比率が1.0を下回っている場合、掛金の見直しが必要となります。企業年金制度の財政では、予定利率や昇給率といった基礎率を前提条件として掛金の計算をしており、その前提通りに制度を運営できた場合には年金財政上の差損益は発生しません。しかし、上記2.で述べたように、運用環境の悪化から差損益の大きな要因である利差損が発生し、当年度不足金を計上した制度が多数発生しました。多くの制度では、不足金（＝責任準備金－数理上資産額）が許容繰越不足金を下回っていたため、掛金の見直しは不要と判定されましたが、全体の約11.3%の制度は不足金の解消を目的とした掛金の見直しが必要と判定されました。今年度は掛金の見直しが不要と判定された制度においても、今後不足金が増加すれば、来年度以降に掛金の引上げが必要となる場合があります。

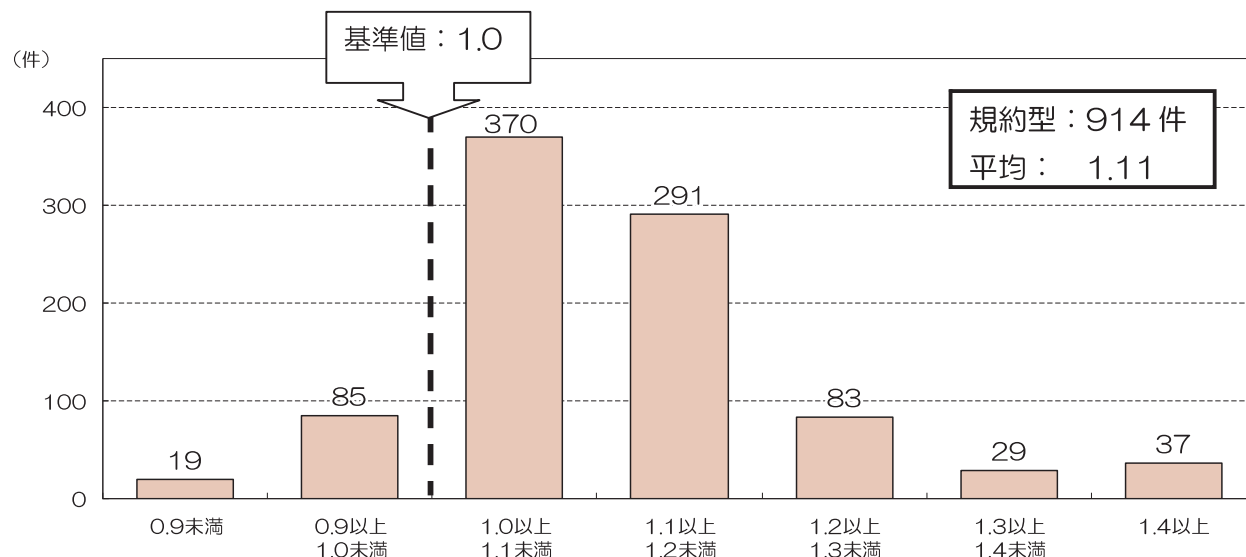
継続基準の積立比率の直近5年間における推移は、＜図5－①＞および＜図5－②＞の通りです。

確定給付企業年金制度の平成23年度財政決算結果について

＜図４－①＞基金型 DB 制度における継続基準の積立水準の分布状況（平成 24 年 3 月末決算）

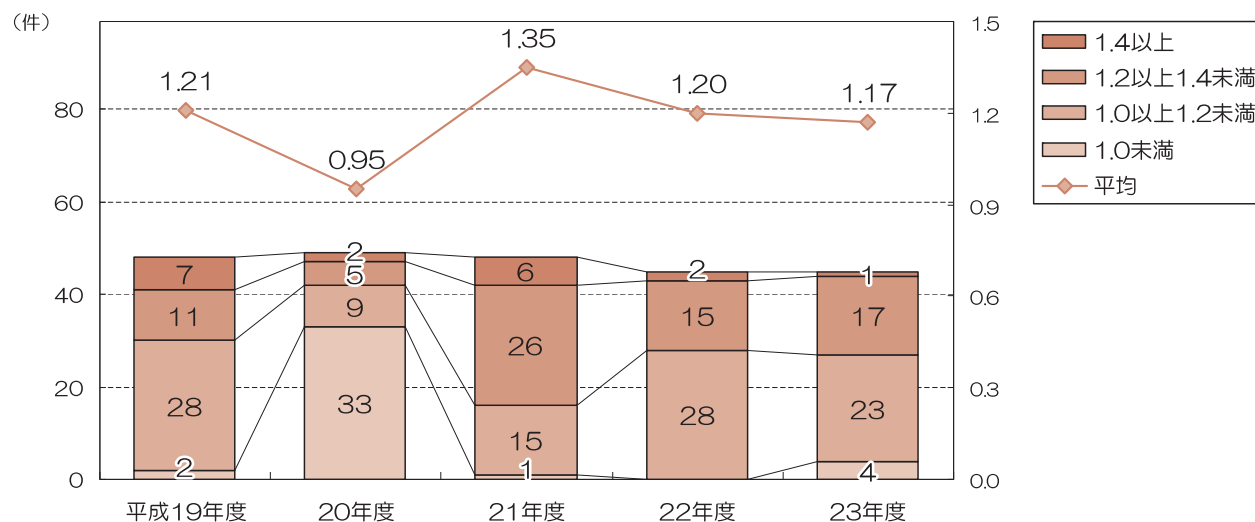


＜図４－②＞規約型 DB 制度における継続基準の積立水準の分布状況
(平成 23 年 9 月末決算、平成 23 年 12 月末決算、平成 24 年 3 月末決算、平成 24 年 6 月末決算)



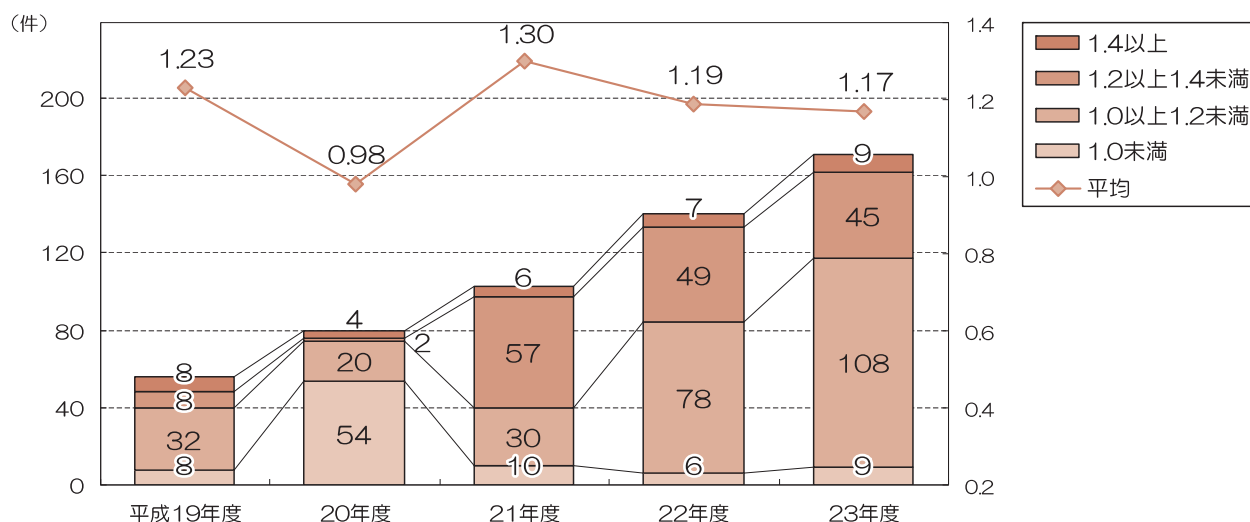
(注) 継続基準の積立比率が負になった DB 制度を除いて集計しております。

＜図５－①＞基金型 DB 制度における継続基準の積立水準の推移



(注) 3 月末決算先のみを対象に集計しております。

＜図 5－②＞規約型 DB 制度における継続基準の積立水準の推移



（注）3月末決算先のみを対象に集計しております。

4. 非継続基準の積立比率について

＜図 6－①＞および＜図 6－②＞は、非継続基準の積立比率（＝純資産額÷最低積立基準額）の分布状況です。非継続基準では、決算日時点の基準値である 0.9 を下回っていないことが求められます。

基金型 DB 制度に比べると、規約型 DB 制度の積立比率が比較的高くなっています。その要因の一つに、適格退職年金制度の給付を承継した制度の場合、承継した給付部分の最低積立基準額の一部を遅延認識し、平成 29 年 3 月 31 日までに未認識額を償却していく経過措置を適用している制度が多いことが挙げられます。しかし、当該経過措置は平成 29 年 3 月 31 日で未認識額がゼロになるため、経過措置を適用しない場合の最低積立基準額を用いて算出した積立比率にも留意しておく必要があると言えます。

また、非継続基準の積立比率の直近 5 年間における推移は、＜図 7－①＞および＜図 7－②＞の通りです。規約型 DB 制度では、非継続基準の積立比率は年々低下していますが、これは前述の最低積立基準額の未認識額の償却が大きな要因であると考えられます。

なお、平成 24 年 1 月 31 日付で公布された「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令」（平成 24 年厚生労働省令第 13 号）及び併せて発出された関連通知で財政運営基準は改正され、この積立比率の基準値は、平成 25 年 3 月末決算から年 0.02 ずつ段階的に引き上げられて、平成 29 年 3 月末決算以降の基準値は 1.0 となります。また、非継続基準に抵触した場合の掛金の見直し方法も一部変更されています。これらの詳細については、以下の【ご参考】をご参照ください。

【ご参考】平成 25 年 3 月末決算から適用される財政運営基準の改正のポイント（非継続基準）

（i）最低積立基準額に対する積立要件

非継続基準の積立比率の基準値は、平成 25 年 3 月 31 日を基準日とする決算から、5 年の経過期間を設けて、次の通りに引き上げられます。

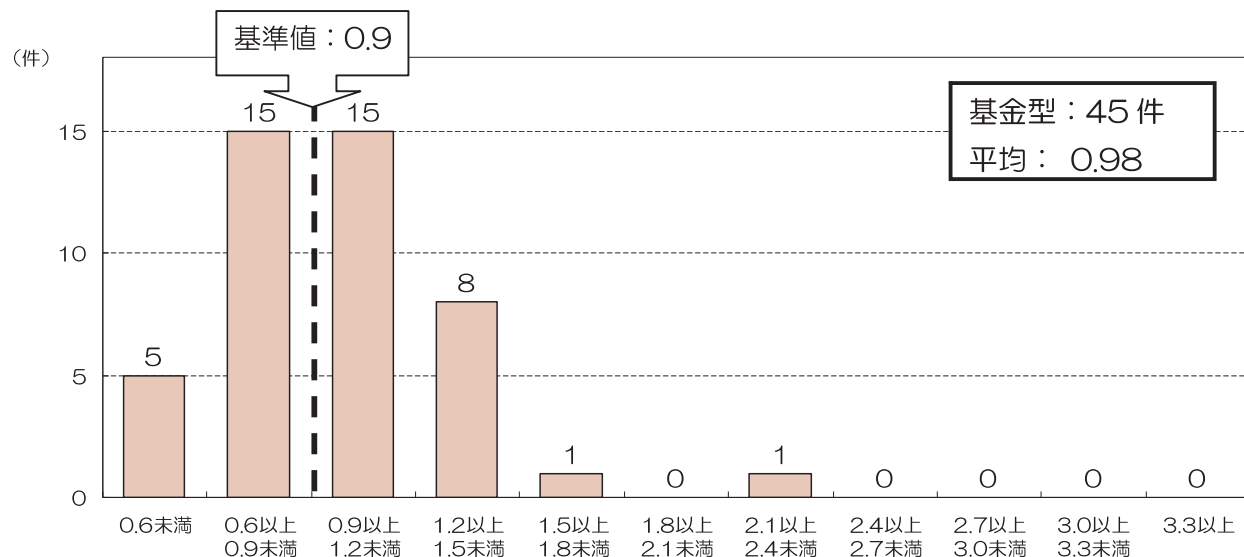
基準日	平成25年3月30日まで	平成25年3月31日 ～ 平成26年3月30日	平成26年3月31日 ～ 平成27年3月30日	平成27年3月31日 ～ 平成28年3月30日	平成28年3月31日 ～ 平成29年3月30日	平成29年3月31日以降
比率	0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00

ただし、引き上げのスケジュールは、改正後の規定の施行の状況、DB 制度を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、必要であれば見直すこととされています。

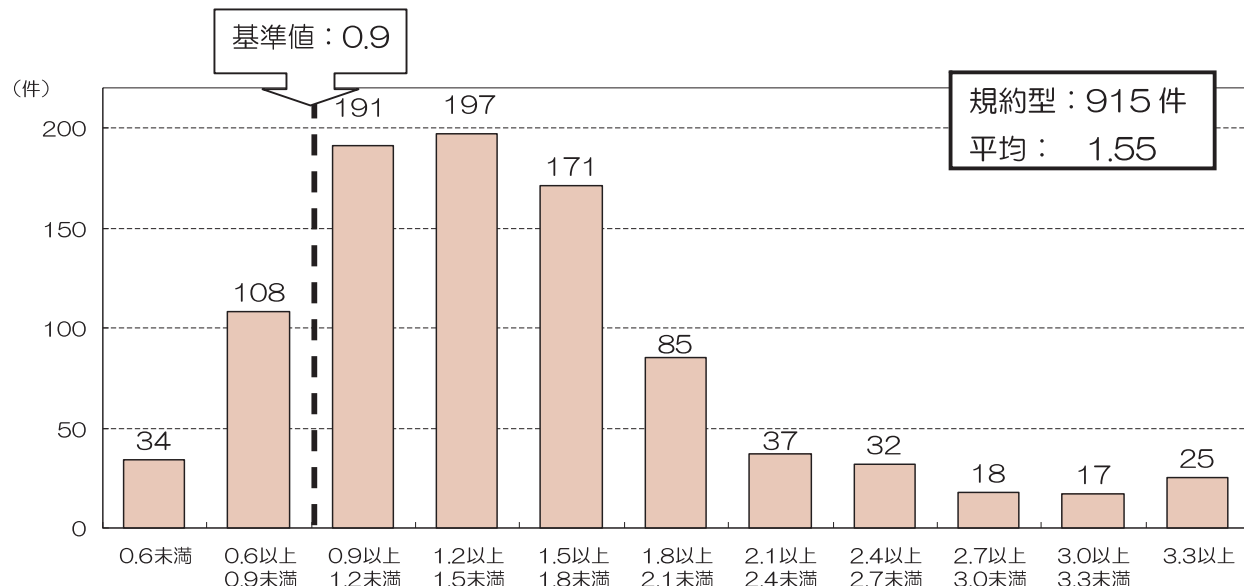
（ii）掛金の見直し方法

「回復計画を策定する方法」が廃止され、平成 30 年 3 月 31 日以降の決算では、「積立比率に応じた掛金を設定する方法」に一本化されます。平成 30 年 3 月 30 日までの決算では経過措置として「回復計画を策定する方法」を採用できますが、使用する各種利率や回復計画の策定年数、加入者数などの前提が厳格化されます。

<図6-①>基金型DB制度における非継続基準の積立水準の分布状況（平成24年3月末決算）

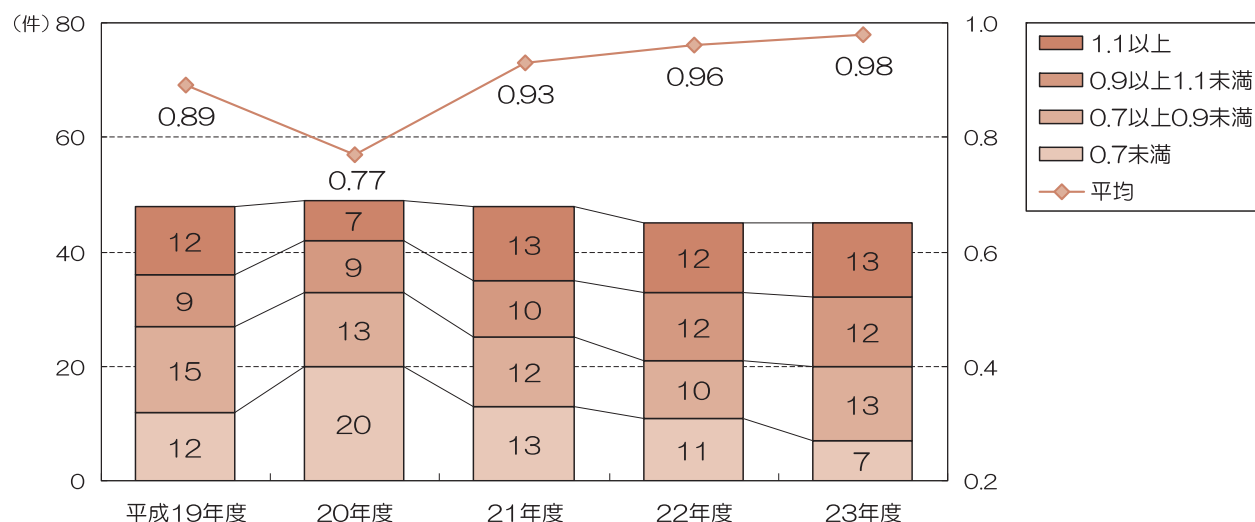


<図6-②>規約型DB制度における非継続基準の積立水準の分布状況
（平成23年9月末決算、平成23年12月末決算、平成24年3月末決算、平成24年6月末決算）



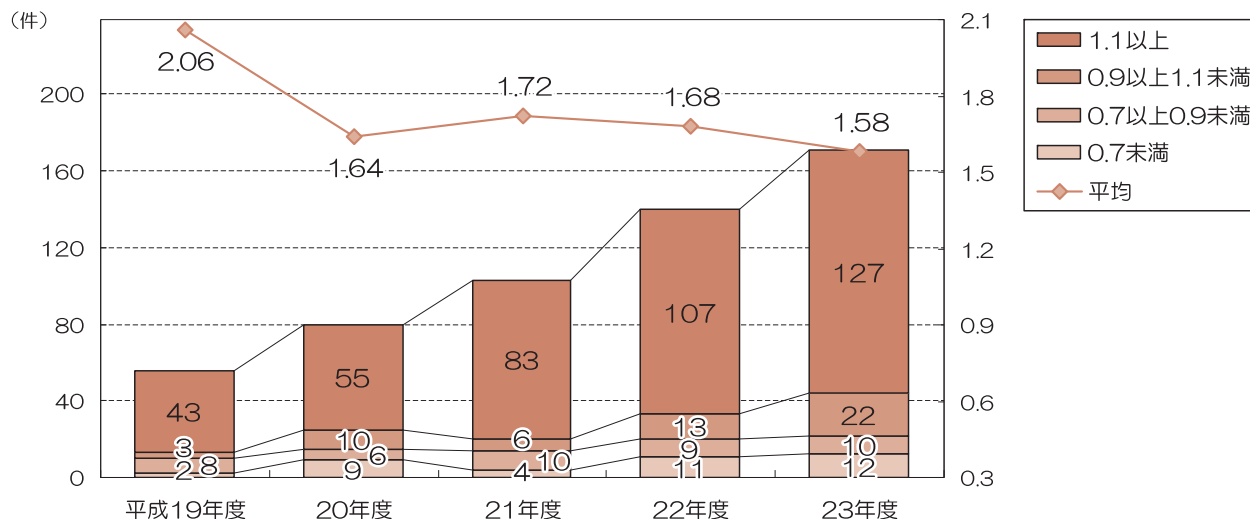
（注）非継続基準の積立比率が負になったDB制度を除外して集計しております。

<図7-①>基金型DB制度における非継続基準の積立水準の推移



（注）3月末決算先のみを対象に集計しております。

＜図 7－②＞規約型 DB 制度における非継続基準の積立水準の推移



（注）3月末決算先のみを対象に集計しております。

5. まとめ

資産運用利回りの平均は、基金型 DB 制度で 0.79%、規約型 DB 制度で△ 2.48%（DB 制度へ移行後初の決算先を除くと△ 2.42%）となり、多くの制度において予定利率を下回る運用実績となっています。財政運営の安定志向の高まりから、継続基準の予定利率を引下げる動きがみられますが、低利回りの運用環境が依然として続く環境下において利差損の発生を抑制するためには、一層の予定利率の引下げおよび安定的な資産運用が求められます。

また、平成 24 年 1 月に公布された省令改正等により、非継続基準の財政検証における積立比率の基準値が今後引上げられ、非継続基準に抵触した場合の掛金の見直し方法が変更されるなど、非継続基準の財政運営も厳正化されています。そのため、DB 制度の財政運営は、より一層健全かつ安定的なものが需要であると考えられます。

りそなコラム

債権管理に関する延滞処理

第 32 回のコラムのテーマは「債権管理に関する延滞処理」について、厚生年金基金を担当している銀行の新人営業マン「A さん」と、その上司「B 部長」との間のディスカッションです。

A さん：今日取引先の厚生年金基金を訪問すると、事務職員さんが、「掛金の延滞金計算をしなくては。」という話をされていました。

B 部長：基金は、毎月の掛金および徴収金等について、債権の管理をしているんだ。この債権管理は、各月の「資格取得」「資格喪失」「標準給与月額変更」「育児休業」等によって、その月分の掛金債権の増減計算をする時期（掛金調定時）から始まって、その月分の掛金の収納状況について、債権管理簿（総括表・総括・設立事業所別債権管理票）を使って厳正に管理しているんだ。

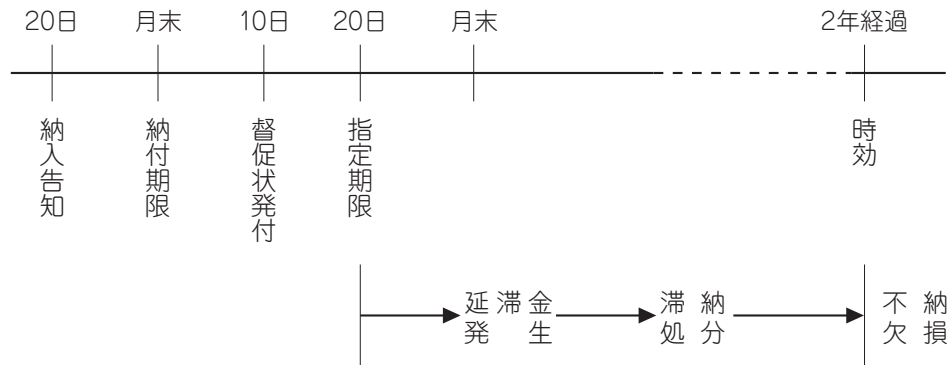
A さん：掛金が納付期限を経過して納付された場合に、延滞金を計算されるんですね。

B 部長：まず、毎月の掛金が納付期限に納付されなかった場合には、基金は、期限を指定して督促しなければならいんだ（厚生年金保険法第 141 条（同法第 86 条第 1 項の準用））。その際には、①「督促状発行伺書」の作成および「督促状」の発付、②債権管理簿に督促を行った旨の記載（「調定額（告知額）」欄の金額の頭部に◎と表示）などの事務が発生するんだ。指定期限は、原則として督促状を発行する日から起算して 10 日とすることになっているんだ。

この督促状に指定した期限を経過した後に納付された場合について、当該掛金の延滞金を徴収することになるんだ（厚生年金保険法第 141 条（同法第 87 条の準用））。

A さん：毎月の掛金の納付期限後の納付分ではなくて、督促状に記載している指定期限後の納付分について、延滞金が発生することになるんですね。

B 部長：督促状に記載している指定期限までに完納された場合には、延滞金は掛からないんだ。



Aさん：延滞金の計算は、掛金の合計額をもとに計算するんですか？

B部長：いいや、延滞金は掛金の種別ごとに計算する。基金の掛金が、基本標準掛金、加算標準掛金、基本特別掛金、加算特別掛金、事務費掛金だとすると、各種別ごとに計算し、それぞれで100円未満の端数を切り捨てて延滞金額を決定するんだ。

Aさん：延滞金の日数計算は、督促状の指定期限の翌日から計算するんですか？

B部長：いいや、延滞金の日数計算は、当該掛金の「納付期限の翌日から当該掛金の完納又は財産差押えの日の前日まで」の期間の日数で計算する。また、延滞金の計算にあたっては、掛金等債権額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。さらに、延滞金の利率は年14.6%（ただし3ヶ月を経過する^(注1)までの期間は年7.3%^(注2)）の割合で計算するんだ。

(注1) 延滞金が軽減される期間は、納期限の翌日から3ヶ月を経過する日までの期間です。「3ヶ月を経過する日」とは、納期限の翌日から3ヶ月が経過した日の前日です。

(注2) 各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合をいう。）により決定されます。

Aさん：督促状の指定期限までに掛金を完納しない場合は、差押えなどを実施することで対処するのですね。

B部長：そうだね、滞納事業所への対処の方法はいろいろなケースがあって難しいけど、最終的には、給付の財源を確保しなければならないという立場であることから、立場上、譲れない一線などを考慮されて、①納付義務者である事業主が督促状の指定期限までに掛金を納付しないとき、又は、②国税、地方税その他の公課の滞納によって滞納処分を受けたことにより納期を繰り上げて掛金の納入告知を受付た者がその指定期限までに掛金を納付しないときは、「滞納処分認可申請書」を地方厚生局長等に提出し、行政の認可を受けて滞納処分（差押え・参加差押えなど）を実施しているんだ（厚生年金保険法第141条（同法第86条第5項の準用））。

さらに、滞納処分を執行しても、弁済するための金銭、財産等が全くなく財産差押えもできない状態にあるものと認められる場合には、例えば、2年間の消滅時効を待って不納欠損処分を行っているんだ（加入事業所の倒産等）。

Aさん：基金は、滞納事業所に対する配慮と、厳正な事務遂行という立場の中で、非常に厳しい判断を迫られていることを認識しておきます。ありがとうございました。

企業年金ノート No.535

平成24年11月 りそな銀行発行



りそな銀行は、企業年金に関する情報発信のポータルサイト「りそな企業年金ネットワーク」を開設しております。

会員専用サイトの閲覧をご希望の場合は、弊社営業担当者または上記問合せ先までお問い合わせください。

受付時間…月曜日～金曜日 9:00～17:00（土、日、祝日および12月31日～1月3日はご利用いただけません。）

信託ビジネス部

〒135-8581 東京都江東区木場1-5-65 深川ギャザリアW2棟

TEL:03(6704)3384 MAIL:Pension.Research@resonabank.co.jp

※りそな銀行「りそな企業年金ネットワーク」でもご覧いただけます。

<https://resona-nenkin.secure.force.com/>